

平成27年 第1回福島町総合教育会議

□開催日時	平成27年4月23日(木)午後6時00分～午後6時32分	
□開催場所	福島町役場 庁議室	
□出席者	町長 佐藤卓也 君、委員長 平沼竜平 君、委員 佐々木幸夫 君 委員 阿部 透 君、委員 佐藤節子 君、教育長 盛川 哲 君	6名
□欠席者	なし	0名
□事務局等の出席者	副町長 横内俊悦 君、総務課長 中島和俊 君 学校教育課長兼給食センター長 飯田富雄 君、生涯学習課長 阿部憲一 君、 生涯学習課長補佐 福原貴之 君、学校教育係長 石川秀二 君	7名

以上で、私の方からの挨拶を終わります。

1. 開会

○町長 ご苦勞様でございます。ただいまより平成27年度第1回福島町総合教育会議を開会いたします。

2. 町長挨拶

○町長 始めに私の方から挨拶を申し上げます。委員の皆様にはなにかとご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。さて、平成26年法律第76号において改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日から施行されました。この会議なのですが、同法第1条の4の規定により地方公共団体の長と教育委員会をもって構成する総合教育会議でありまして本日は第1回目であります。今回は同改正法の共通理解を図り、今後の方向性などについて協議したいと存じますのでよろしく願い申し上げます。後ほど説明がありますが、平成27年4月1日付で福島町総合教育会議設置要綱を制定し、地方自治法の規定により本総合教育会議の事務を教育委員会事務局に委任しておりますことを報告申し上げ、その点ご了承いただきますよう、よろしく申し上げます。

3. 説明 (1) 総合教育会議について

○町長 次第に従って会議を進めてまいります。3番、説明(1)総合教育会議についてを議題といたします。内容の説明を求めます。事務局お願いします。

○学校教育課長 私の方からは総合教育会議に関する資料をもとに説明いたします。2ページをお願いいたします。第1、総合教育会議についてです。1番の改正法の概要と2番の留意事項。改正法の概要については条文を設けて説明していますが、私の方からは2番の留意事項を重点的に説明したいと思います。3ページをお願いいたします。留意事項ということで今回の改正は、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長、今後は町長と入れ替えますのでよろしく願いします。町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、よりいっそう民意を反映した教育行政の推進を図ることとしていきますということです。

(1) 会議の位置付けと構成員。アとしまして、総合教育会議は町長と教育委員会という対等な

執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たりません。イとしましては総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれ所管する事務を執行することになります。ウとしまして、構成員は先程言いましたとおり町長と教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には町長と教育長のみで総合教育会議を開く事も可能であります。

(2) 会議における協議事項、協議・調整事項ということで、アの下線部分、「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの町長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するということになります。次に4ページをお願いいたします。イの下線部分、総合教育会議は、町長と教育委員会が特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであります。重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないということです。ウとしまして、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議事項とするべきではないということです。オとしましては、総合教育会議において、協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものである。次の行にいきまして、些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではないということです。

(3) 会議における協議事項、協議・調整の具体的な例ということで、アの①学校等の施設や設備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、町長と教育委員会が調整することが必要な事

項。②としまして、幼稚園・保育所・認定子ども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、子育て支援のように町長と教育委員会の事務との連携が必要な事項を協議するということです。5ページをお願いいたします。ウとしまして、「緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童・生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態がありますということで、例えば①、災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合など等があります。④としまして、いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合ほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合ということです。

(4) 協議・調整した結果の尊重義務ということで、総合教育会議において調整が行われた場合とは、町長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないということになっております。6ページをお願いいたします。(5) 会議の公開と議事録の作成及び公表ということで、アの中段、会議は原則として公開するものであること。非公開とする場合は、例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等などがある場合には非公開にすることができるということです。イとしましては、総合教育会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめておりますけれども、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められることとなります。

(6) その他、アとしまして、会議の招集は町長がすること。教育委員会の側から総合教育会議の招集を求めることも可能でありますということです。イとしまして、会議の事務局、下段の地方

自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能であるということで、これは4月1日付で町長から教育委員会事務局に委任されております。7ページをお願いいたします。ウとしまして、総合教育会議における意見聴取者ということで、案件によりましては関係者又は学識経験者の意見を聴取することができるということになります。エとしまして、会議の具体的運営ということで、会議の運営に関して必要な事項は定められておりますけれども、町長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定されたものであるということです。会議の中身についても具体的に、お互いに協議して合意したものになるということです。オとしまして、議会に対する説明ということで、総合教育会議における協議の結果や大綱について、議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要であるということで、議会への報告も必要となってきます。

8ページをお願いいたします。第2、大綱の策定ということで、2番の留意事項からお願いいたします。(1)大綱の定義ということで、アとしまして、大綱は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないということです。イとしまして、大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされております。教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、町長は地域の実情に応じて大綱を策定するものであるということです。エとしまして、大綱が対象とする期間については、町長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑

み、4年から5年程度を想定していることとなります。オとしまして、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであるということで、町長が有する大綱の策定権限は教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を町長に与えたものではないということです。

(2)大綱の記載事項ということで、アとしまして、大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、予算や条例等の町長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられます。ウとしまして、町長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、町長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものがあります。会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないということになります。

第3の教育委員会については省略させていただきます。

私の方から一応概要としまして、総合教育会議あるいは大綱について簡単ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○町長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか。第1回目ですので、確認すべきこともありましたら皆様よろしくお願ひします。

○委員 総合教育会議の仕事として大綱を作成するとありますが、その策定の期限とか期間などはどれくらいになるのでしょうか？

○学校教育課長 大綱の策定につきましては、この総合教育会議を開きまして今年度、27年度中を目途にして大綱を策定するという計画になります。

○委員 今までの教育委員会で教育方針をだし

ていますが、新しく大綱を組んだあとでも、その方向性は今まで通りでかわらないということではないですか。

○**学校教育課長** 大綱は大元のことですから、これに基づいてその年度年度で教育委員会の執行方針を決めていくということですから、あくまでも大綱が基本となって細かい部分は年度で示していくという形になります。

○**委員** 総合教育会議が出来たことによって、新たに事務の負担が教育委員会の方に委任された形なのですが、今のままの体制・人数割で事務の負担は心配ありませんか。

○**学校教育課長** 基本的には、この総合教育会議は今年につきまして大綱の作成の関係がありますので何回か開かなければならないということです。通常の場合には新年度の予算編成あたりに開いて次年度の予算関係、教育に関する施策関係を協議していくというかたちになると思いますので、大変なのは今年1年で、緊急を要する場合以外には年に1、2回の開催でいいのではないかと事務局では考えております。

○**委員** 議事録の負担もかかるとおもうのですが、現状でも会議録の調整に時間がかかっているわけだから、さらに事務局に負担がかかっているのではないかと思うのですが。

○**学校教育課長** 会議録を作成しなければならないものですから、事務的にはその都度、負担はかかるかもしれませんがとりあえず走ったばかりなので今年1年状況を見ていきたいと思っております。

○**委員長** 暫くの間は2方向で教育に対して物事を進めていくという感じでいいのでしょうか。今現在の教育委員会の在り方と、この新制度の在り方と。総合教育会議のほうはまず大綱を作って基礎の部分を積み上げていくかたちになると思うんですけども、予算の決定などについては総合教育会議を主として決めていくのですか。

○**学校教育課長** 大きい事業につきましては総合教育会議で方向性を決めていきますけども、通常の年度の予算、補正予算については今までどおり教育委員会議で協議していくというかたちになります。あくまでも総合教育会議はおおまかなことなので、大きい事業の方向性を示すための会議になります。

○**町長** 教育という分野だけではなくて、一般行政、福祉や地域だったりというときにこの総合教育会議を使うのかなと。

他にご質問ございませんか。

(「なし」との声あり)

○**町長** 質疑なしと認め、説明を終わります。

4. 報告 (1) 福島町総合教育委員会設置要綱について

○**町長** 4番報告、第1号福島町総合教育会議設置要綱についてを議題といたします。内容の説明をお願いします。

○**学校教育課長** 次第の2ページをお願いいたします。報告第1号、福島町総合教育会議設置要綱についてでございます。設置要綱は平成27年4月1日に制定・施行されました。3ページをお願いいたします。福島町総合教育会議設置要綱ということで、第1条の目的、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、福島町の教育に資するため、福島町総合教育会議を設置する。ということになります。第2条の所掌事務、総合教育会議は、次に掲げる施策等の協議及び執行に係る事務調整等を行うということで、(1)として福島町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議。(2)として福島町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。(3)として児童・生徒等の生命又は身体に現

に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置などを調整していくということです。資料で説明しましたとおり、組織としては町長と教育委員会、招集は町長が招集して議長となります。2項で教育委員会は協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることが出来ます。第3者の意見の聴取もできますということになります。会議は公開して、個人の秘密を保つため必要があるときは非公開にすることができるということです。議事録の作成、公表については、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表することになります。議事録の公表は、非公開の部分を除き電子情報により行うということです。調整結果の尊重については、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないということです。庶務につきまして、総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させる場合は、この限りではないということで平成27年4月1日付で教育委員会のほうに事務委任されております。委任ということで、この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるということです。この設置要綱につきましては先程説明した部分を網羅しての設置要綱となります。

私の方からの説明は以上になります。

○町長 説明が終わりました。ご質問ございますか。

(「なし」との声あり)

○町長 質疑なしと認め、報告第1号につきましては報告済みといたします。

○町長 協議第1号、会議録の作成及び公表についてを議題といたします。内容の説明を求めます。事務局お願いします。

○学校教育課長(飯田富雄君) 協議第1号、会議録の作成及び公表についてでございます。会議録作成及び公表については次のように定める。1として会議録の作成は、教育委員会の会議録と同様の方法とする。2として、会議録の公表は、町ホームページへ掲載して行うということで、以上が会議録の作成と公表の内容ということになります。

以上でございます。

○町長 説明が終わりました。ご質問ございますか。

○委員長 確認なんですけども、会議録の個人名などの公表はなしということですか。

○学校教育課長 守秘義務もありますので、非公開とする部分については議事録には載せません。

○委員長 議事録に載せなくても、それが会議の主とした内容の場合にはどう表記するのですか。

○学校教育課長 会議自体を非公開にしてしまいます。非公開につき公開しませんというのを議事録で公開するようにしています。

○町長 他にご質問ございますか。

(「なし」との声あり)

○町長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっておりま
す協議第1号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○町長 異議なしと認めます。よって協議第1号につきましては原案のとおり決しました。

5. 協議 (1) 会議録の作成及び公表について

5. 協議 (2) 教育大綱の策定について

○町長 協議第2号、福島町教育大綱の策定についてを議題といたします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長 協議第2号、福島町の教育大綱（教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、単に「教育大綱」という。）の策定について、次のように定める。1、教育大綱は、平成27年度中に策定する。2、教育大綱の対象とする期間は、策定後4年間とするということです。

以上でございます。

○町長 説明が終わりました。ご質問ございますか。

（「なし」との声あり）

○町長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております協議第2号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○町長 異議なしと認めます。よって協議第2号につきましては原案のとおり決しました。

閉会

○町長 以上で本日の案件は全て終了いたしました。よって平成27年第1回福島町総合教育会議を閉会いたします。本日はご苦労様でした。